



福岡医発第 2705 号 (地)

令和 4 年 12 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

学校での結核検診における結核高まん延国の変更について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、学校生活における結核予防への対応については、文部科学省の「学校における結核対策マニュアル」、並びに日本学校保健会の「学校において予防すべき感染症の解説」において、各教育委員会等は、「結核高まん延国」での居住歴が 6 か月以上ある児童生徒等に対し、入学時又は転入時に結核に関する精密検査を受けるよう促すこととなっております。

この「結核高まん延国」については、世界保健機関 (WHO) が公表している情報等に基づき定めているところですが、今般、WHO の情報の更新を踏まえ、対象国の範囲を変更された旨、文部科学省初等中等教育局より、各都道府県教育委員会等に対し通知が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

日医発第1879号(健Ⅰ)
令和4年12月27日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺弘司
(公印省略)

文部科学省発出「学校での結核検診における結核高まん延国の
変更について」の送付について

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、学校生活における結核予防への対応について、文部科学省の「学校における結核対策マニュアル」、日本学校保健会の「学校において予防すべき感染症の解説」において、各教育委員会等は、「結核高まん延国」での居住歴が6か月以上ある児童生徒等に対して、入学時又は転入時に結核に関する精密検査を受けるよう促すこととなっております。

この「結核高まん延国※¹」については、世界保健機関(WHO)が公表している情報等に基づき定めているところ、このたび、WHOの情報の更新を踏まえ対象国の範囲を変更した旨、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より都道府県教育委員会等に対し通知され、本会あてに情報提供がありました。

つきましては、別添の文部科学省事務連絡文書について、貴会でもご了解いただくとともに関係の郡市区医師会を通じ、会員への周知方、よろしく願います。

※1 結核高まん延国：WHOが示す結核の高負荷国※²にこれらと同程度に結核の推定罹患率の高い国および地域を加えたもの【別添文書内の表1および表2】

※2 高負荷国：2019年時点の情報を基に、以下の①と②で構成される国・地域
①「結核患者」、「多剤耐性/リファンピシン耐性結核患者」及び「HIV合併患者」の推定新規患者数の上位各20か国、②「結核患者」の推定年間新規患者数が10,000人以上、「多剤耐性結核患者」及び「HIV合併患者」の推定年間新規患者数が1,000人以上であって、それぞれの罹患率が高い上位各10か国

事務連絡
令和4年12月23日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校での結核検診における結核高まん延国の変更について

文部科学省の「学校における結核対策マニュアル」等において、「結核高まん延国」での居住歴が6か月以上ある児童生徒等は、入学時又は転入時に1回の精密検査の対象とすること等としております。

結核高まん延国については、世界保健機関（WHO）が公表している Global Tuberculosis reports 等を踏まえ、WHOが示す結核の高負荷国（high-burden countries）に、これらと同程度に結核の推定罹患率の高い国及び地域を加えたものを対象として取り扱っているところです。

【参考】

- ・文部科学省「学校における結核対策マニュアル」
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1318846.htm
- ・公益財団法人日本学校保健会「学校において予防すべき感染症の解説」
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>

現在、WHOにおいて示されている高負荷国及び高負荷国以外の結核高まん延国は下記のとおりとなりますので、御承知置きくださるようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務

主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いします。

記

1. 高負荷国について

WHOが2021年から2025年までの間に、高負荷国として取り扱うとされている国及び地域は、表1のとおりとなります。

なお、高負荷国は、2019年時点の情報を基に、「結核患者」、「多剤耐性/リファンピシン耐性結核患者」及び「HIV合併患者」の推定新規患者数の上位各20か国に加えて、それらの国以外でそれぞれの推定年間新規患者数が、「結核患者」にあっては10,000人以上、「多剤耐性結核患者」及び「HIV合併患者」にあっては1,000人以上であって、それぞれの罹患率が高い上位各10か国で構成されています。

表1 高負荷国

アゼルバイジャン共和国、アンゴラ共和国、インド、インドネシア共和国、ウガンダ共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、カザフスタン共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、北朝鮮、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、キルギス共和国、ケニア共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジンバブエ共和国、ソマリア連邦共和国、タイ王国、タジキスタン共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ネパール、パキスタン・イスラム共和国、パプアニューギニア独立国、バングラデシュ人民共和国、フィリピン共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、ベラルーシ共和国、ペルー共和国、ボツワナ共和国、マラウイ共和国、南アフリカ共和国、ミャンマー連邦共和国、モザンビーク共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、リベリア共和国、レソト王国、ロシア連邦
(49か国、五十音順)

2. 高負荷国以外の結核高まん延国について

「結核患者」の高負荷国30か国の中で、最も推定罹患率（人口10万対）が低い国（ブラジル：推定罹患率45.5）以上に推定罹患率が高い国を結核高まん延国として取り扱っており、具体には表2のとおりとなります。

表2 高負荷国以外の結核高まん延国

アフガニスタン・イスラム共和国、アルジェリア民主人民共和国、イエメン共和国、エクアドル共和国、エリトリア国、エルサルバドル共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガイアナ共和国、ガンビア共和国、カンボジア王国、北マリアナ諸島、キリバス共和国、グアム、グリーンランド、コートジボワール共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ジブチ共和国、ジョージア、スーダン共和国、スリランカ民主社会主義共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、ソロモン諸島、大韓民国、チャド共和国、ツバル、ナウル共和国、ニジェール共和国、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、東ティモール民主共和国、フィジー共和国、ブータン王国、ブルキナファソ、ブルネイ・ダルサラーム国、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボリビア多民族国、香港、マーシャル諸島共和国、マカオ、マダガスカル共和国、マリ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、南スーダン共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、ラオス人民民主共和国、リビア、ルーマニア、ルワンダ共和国

(53 か国、五十音順)

3. 結核高まん延国の変更点について

従来、結核高まん延国として示していた国及び地域から、アルメニア共和国、ドミニカ共和国、イラク共和国、リトアニア共和国、モルディブ共和国、ニカラグア共和国、パラオ共和国、パナマ共和国、シンガポール共和国、トーゴ共和国、トルクメニスタン、バヌアツ共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国が外れています。また、新たにアフガニスタン・イスラム共和国、リビアが追加されています。

以上